

明 石 市 長 泉 房 穂
（公印省略 総務局総務管理室総務課）

公募型プロポーザル方式業務委託の実施について

明石市総務局総務管理室総務課の業務について公募型プロポーザル方式業務委託（以下「プロポーザル方式」という。）を実施しますので、参加を希望する者は下記要領により参加申請書等を提出してください。

記

1 対象業務

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| (1) 業 務 名 | 明石市文書管理・電子決裁システム構築・運用業務委託 |
| (2) 業 務 場 所 | 明石市総務局総務管理室総務課 課室内（本庁舎4階）ほか |
| (3) 業 務 概 要 | 文書管理・電子決裁システム構築・運用業務委託 1式 |
| (4) 履 行 期 間 | 契約締結日の翌日から2029年3月31日まで |
| (5) 見 積 限 度 額 | 100,000,000円（税抜） |

2 プロポーザル方式参加要件（参加者は、次のすべての要件に該当していること。）

本業務のプロポーザル方式に参加できる者は、以下のすべての要件を満たす単体企業とする。

- (1) 明石市入札参加資格者名簿（物品・サービス）のサービス業務の部に登録されていること。
ただし、登録していない者について、2022年11月30日（水）までに明石市競争入札等参加資格審査申請を明石市役所財務室契約担当に提出し受理された者は、本要件を満たしているものとする。
この場合において、審査の結果不適合となったときは、本件申込みは無効とする。
- (2) 2017年4月1日から2022年10月31日までの間に、国内において、地方公共団体に文書管理・電子決裁システム構築・運用業務委託を元請けとして契約した実績があること。なお、構築と運用業務が同一の契約でなくても可とする。
- (3) 個人情報の適正な取扱いについて、一般財団法人日本情報経済社会推進協会よりプライバシーマークの使用を認定されていること。若しくは、一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターよりI SMS認定済み事業者として登録されていること。
- (4) 適正な業務責任者を配置できること（資格及び専任性は求めない）。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (6) 明石市契約規則（平成5年規則第10号）第3条の規定に該当しないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
- (8) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から参加申請書等の受付終了日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。

(9) 公告日において納期限が到来している明石市税(※)を参加申請書等の受付終了日の前日までに完納していること。

※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ徴収猶予の「特例制度」を受けているもの(猶予期限を過ぎていないもの)及び納付期限が延長されたもの(延長された納付期限を過ぎていないもの)を除く。

(10) 公告日において納期限が到来している国税(法人税(個人にあっては所得税)並びに消費税及び地方消費税)(※)を参加申請書等の受付終了日の前日までに完納していること。

※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ納税の猶予の特例を受けているもの(猶予期限の過ぎていないもの)を除く。

(11) 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上でプロポーザル方式に参加できること。

3 仕様書等のダウンロード

(1) 期間

2022年11月4日(金)からダウンロード可能

(2) 方法

上記期間内に明石市ホームページより仕様書等のファイルをダウンロードしてください。通信環境等の問題でダウンロードができない場合は、総務局総務管理室総務課にてファイルをコピーしますので、あらかじめ電話連絡(078-918-5005)の上、CD-R等の記録媒体(USBメモリは不可)を持参してください。

4 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 仕様書に対する質問をしようとする者は、下記期間内に電子メールで、以下のアドレスに質問書(指定様式)を提出してください。電話や訪問等による質問は受け付けません。

質問受付期間: 2022年11月4日(金)から2022年11月11日(金)午後1時まで

送付先メールアドレス: soumuka@city.akashi.lg.jp

(2) 質問に対する回答日時及び回答方法

2022年11月18日(金)午後1時から明石市ホームページにおいて公表します。

(3) その他注意事項

- ・電子メールの送信後、質問者から本市担当者へ電話にて着信確認を行ってください。
- ・質問の趣旨について、本市担当者から問い合わせを行うことがあります。
- ・質問に対する回答について、さらに質問することはできません。
- ・本プロポーザルに関する配布資料の内容についての疑義は、必ず受付期間内に質問書で提出してください。

5 プロポーザル方式参加申込み

(1) 提出書類

参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。なお、本市が提供する様式については、形式を変更せずに提出すること。

ア 公募型プロポーザル方式業務委託参加申請書(1部/様式4)

イ プライバシーマーク使用許可証(写)又はISMS認証(写)(1部)

ウ 国税の滞納がないことを証する納税証明書(税額の証明ではない。)

※ 発行日が公告日以降の日付の原本に限る。

- ・個人の場合・・・その3の2（申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）
- ・法人の場合・・・その3の3（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）

※ 納税の猶予の特例を受けている場合は、国税（法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税）の納税証明書その1（直近2年分）

- エ 参考見積書（1部原本、8部コピー／様式5）
- オ 参考業務費内訳書（表紙）（1部原本、8部コピー／様式6）
- カ 参考業務費内訳書（本体）（9部／任意様式／データ提出必要）
- キ 企画提案書一式（9セット／別紙「企画提案書作成要領」参照／データ提出必要）
- ク 公共性（施策反映）評価提出書（9部／様式19～24／別紙「公共性（施策反映）評価について」参照）

（2）提出方法

書類の提出については、持参は認めません。必ず書留等（簡易書留も可）の郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

- ア 宛名シール（様式3）を貼り付けた、A4サイズが折らずに入るものを使用し、送付してください。また、可能な限り1つにまとめて送付してください。
- イ 2022年11月18日（金）午後1時に、明石市ホームページに仕様書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ず確認の後に郵送してください。
- ウ 5（1）カ～キの書類については、CD-RまたはDVD-Rにデータを保存の上、他の書類に同封して送付してください。

（3）提出期限

2022年11月30日（水）午後5時（必着）

（4）提出先

〒673-8686 兵庫県明石市中崎1丁目5番1号
明石市役所総務局総務管理室総務課 公募型プロポーザル方式契約担当者 宛
※様式3「宛名シール」を必ず貼り付けて、提出してください。

（5）注意事項

郵送手続を行った日中に書留控の写しを公募型プロポーザル方式業務委託参加確認書（様式2）に貼付し、FAX（078-918-5103）により明石市役所総務局総務管理室総務課へ送信してください。

6 審査方法

（1）審査方法

参加資格を満たした者を対象に、システムが持つ機能やシステムの稼働環境、参加者の体制や実績などを記載した企画提案書に基づくプレゼンテーションを実施し評価を行うとともに、各機能の操作性を確認するデモンストレーションも実施し評価を行います。それに加え、書類をもとにした価格や公共性の評価、市がシステムに求める機能や帳票、システムの稼働環境（非機能）の充足度を評価し、委員合計の総合得点の高い者を優先交渉権者に決定します。

詳細は明石市文書管理・電子決裁システム選定要領を参照してください。

（2）審査結果の公表

審査結果は、審査終了後、速やかに明石市ホームページにて公表します。
なお、審査結果についての異議申し立てには一切応じません。

7 プレゼンテーション及びデモンストレーション

(1) 実施日 2022年12月16日(金)・19日(月)(予定)

※開始時間、場所等の詳細は、参加申請書の受付終了後、速やかに各参加者へ連絡します。

(2) 場 所 明石市役所本庁舎内会議室(明石市中崎1丁目5番1号)

(3) 発表時間 90分

※プレゼンテーション及びデモンストレーションを行い、それぞれ質疑応答を行います。

(4) 出席者 企画提案書内の実施体制調書(構築)(様式12)又は実施体制調書(運用・保守)(様式13)に記載のある者とします。また、出席者は5名以内とします。

(5) その他 その他留意事項等については、明石市文書管理・電子決裁システム構築・運用業務委託選定要領を確認してください。

8 契約保証金

契約金額の10分の1以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第25条に該当するときは免除等を行う場合があります。

9 消費税の取扱い

見積金額は、契約希望金額の110分の100で記載してください(税抜きで記載)。

契約締結に際しては、落札金額に10%を加算した額で契約を行います。

なお、1円未満の端数は、この最終金額において切り捨てます。

10 支払条件

前金払：無 部分払：有

各会計年度における委託料の支払限度額は、以下のとおりとします(以下に記載の額は、消費税及び地方消費税を含む)。端数が生じる場合は、最終年度の最終の支払いで調整します。

なお、構築費については年払いとし、令和6年度以降の運用保守費については年払い又は均等分割による事後払いとします(均等分割による事後払いの場合、支払回数及び時期については市と協議の上定めることとします)。

契約締結後、契約額を支払限度額の割合で按分し、各会計年度の支払額を決定します。

令和4年度 構築費 上限10,000千円

令和5年度 構築費(一部運用保守費含む) 上限35,000千円

令和6~10年度 運用保守費 上限65,000千円(13,000千円/年)

11 契約の締結について

(1) 受託予定者

審査の結果、選定された受託予定者は、随意契約の相手方として、速やかに本市と契約内容に関する調整を行うこととなります。その後、見積書及び業務費内訳書等を提出していただきます。

(2) 見積書

参考見積書に記載の金額を超えた見積は無効とします。

(3) 暴力団排除に関する誓約書の提出について

明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第5条第1項の規定により、受託予定者は契約締結時まで、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、プロポーザル方式に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第10号アの規定により、指名停止措置（3か月）を行います。

(4) その他

受託予定者が契約締結までに「2 プロポーザル方式参加要件」に規定する要件のいずれかを満たさなくなった場合、事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合及び協議が整わなかった場合においては、審査結果が次点の者から順に繰り上げて新たな受託予定者とします。

12 契約条項等を示す場所

明石市契約規則等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ（入札コーナー）において閲覧することができます。なお、明石市文書管理・電子決裁システム構築・運用業務委託契約約款には、「債務負担行為に係る契約の特則」を付しているため、了承の上、本プロポーザル方式に参加すること。

13 プロポーザル方式に関する条件

- (1) 参加申請書等が所定の日時までに到着していること。
- (2) 同一案件について2通以上プロポーザルに関する書類を提出していないこと。
- (3) プロポーザル方式に関する書類の必要箇所に記名押印があり、内容が明確であること。
- (4) 参考見積書の見積金額が明確であること及び見積金額が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められるプロポーザル方式でないこと。

14 無効とする参加申込み

- (1) プロポーザル方式に参加する者としての必要な資格のない者の行った参加申込み
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った参加申込み
- (3) プロポーザル方式に関する条件に違反した参加申込み
- (4) 提出書類を送付する際、封筒等に宛名シール（様式3）を貼り付けていないもの
- (5) 持参、宅急便等、指示する方法以外で提出されたもの。又は、書留等の郵便局が配達し、明石市が受領した日時の証明が可能な方法以外の方法で郵送されたもの
- (6) 宛名シールの記載内容に誤り又は漏れがあり、意思表示が不明瞭なもの
- (7) 封筒の中に複数の参加者の提出書類を同封したもの
- (8) 申込みに必要な提出書類がないもの
- (9) 参考見積金額と参考業務費内訳書の金額が合致しないもの（参考業務費内訳書に値引き・端数処理等の記載は認めない。）
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又はこれを訂正して押印の無い提出書類により参加申込みをしたもの
- (11) 公募型プロポーザル方式業務委託参加申請書に参加申請者の記名・押印のないもの
- (12) 参考見積書の金額を訂正したもの
- (13) 見積限度額を超える金額で参考見積書を提出したもの

15 プロポーザル方式の中止等について

緊急等やむを得ない理由等により、プロポーザル方式を実施することができないと認められる場合は、プロポーザル方式を停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合においてもプロポーザル方式に要した費用を明石市に請求することはできません。

16 その他

- (1) 参加申請に係るすべての費用は参加者の負担となります。
- (2) 提出された参加申請に係るすべての書類については返却しません。また、受託者の企画提案書による提案内容は明石市に帰属します。
- (3) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）で定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (4) プロポーザル方式に参加を希望する者は、事前に必ず明石市ホームページ（入札コーナー）掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認した上で申し込んでください。
- (5) 提出書類等に不備がある場合には無効となるので、このプロポーザル方式に参加を希望する者は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内等を確認した上で申し込んでください。
- (6) 適正な技術者等の配置が条件となっている場合に適正な技術者等の配置ができなかった場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (7) 配置予定技術者等は、死亡、退職等の特別な事情がある場合を除き変更は認められません。
- (8) 明石市に本店を有するか、明石市内の支店等に権限を委任している個人事業主がプロポーザル方式に参加する場合、明石市税の納税状況確認のため、個人事業主が居住する所在地を選定の過程において確認することがありますので、ご注意ください。